

令和5年12月14日
地域教育課**令和6年度コミュニティ・スクール設置候補校について**

本区では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の全校設置を進めていますが、設置の現況について下記のとおり報告します。

記**1 これまでの経緯**

令和2年10月に本区で1校目となる八名川小学校に設置、本年4月に小学校2校（深川小学校・枝川小学校）、中学校1校（深川第一中学校）の3校に設置し、現在4校に設置されている。今後の設置に向けて、本年7月に未設置校の学校長に対し設置意向調査を実施した。その結果を踏まえ、9月12日に開催された江東区学校運営協議会制度推進検討委員会（裏面参照）で設置候補校について検討した。

2 設置候補校の検討結果

- ・令和6年度：14校

【内訳】

小学校	9校	香取小学校、第二大島小学校、第三大島小学校、第四大島小学校、第五大島小学校、第二砂町小学校、第三砂町小学校、第五砂町小学校、北砂小学校
中学校	4校	深川第二中学校、深川第八中学校、第二亀戸中学校、第三砂町中学校
義務教育学校	1校	有明西学園

3 今後の対応

- (1) 6年度設置の意向を示した学校については、すでに校長・副校長へ制度説明を行い、設置の内諾を得ており、本年度中に地域に向けた説明を行う予定である。
- (2) 7年度設置の意向を示した学校については、今後、校長・副校長へ制度説明を行い、内諾が得られた場合、6年度中に地域に向けた説明を行う予定である。
- (3) 8年度・9年度設置希望校及びその他の学校については、引き続き、設置に向けた調整を進めていく。

<参考資料>

江東区学校運営協議会制度推進検討委員会について

学校運営協議会の全江東区立学校への設置の推進に向けた検討を行うため、江東区学校運営協議会制度推進検討委員会設置要綱（令和元年10月25日付31江教地第1225号）に基づき設置されている。

江東区学校運営協議会制度推進検討委員会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定及び江東区学校運営協議会規則（令和2年7月江東区教育委員会規則第14号）第3条の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の全江東区立学校への設置の推進に向けた検討を行うため、江東区学校運営協議会制度推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 協議会制度のあり方、意義及び仕組みに関すること。
- (2) 協議会を設置する学校の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

◆令和5年度江東区学校運営協議会制度推進検討委員会委員一覧

	氏 名	職 名 等
委員長	杉村 勝利	教育委員会事務局次長
副委員長	笠間 衛	地域教育課長
委員	澤田 純二	八名川小学校長
委員	佐香 哲哉	第二大島小学校長
委員	佐川 明夫	深川第一中学校長
委員	白川 裕士	江東区統括コーディネーター (八名川小学校主任コーディネーター)
委員	鈴木 敦子	亀戸中学校コーディネーター (浅間堅川小学校主任コーディネーター)
委員	直江 麻衣子	有明西学園主任コーディネーター
委員	飯塚 雅之	指導室長
委員	木内 苗津子	教育支援課長
委員	鈴木 広高	統括指導主事